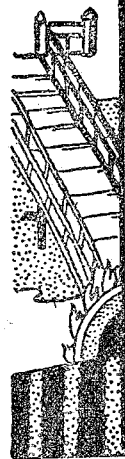


史料



徳川時代の道路及道路附屬物史物語 〔下ノ二〕

—— 一里塚・並木 ——

渡部 英三郎

(2) 一里塚の定型

信長や秀吉に一里塚の起原を歸する文獻には固より、家康に歸する文獻にさへも、その定型に就いて記してゐるものがない。

筆者がこれまでに蒐集し得た史料に關する限り、一里塚の形狀に就いて記述せるものはこれを「當代記」に見出すことが出来るばかりである。

關東從右大將秀忠公、諸國道路可作之由使相上廣五間也、一里塚五間四方也、關東奥羽迄右之通なり。木會路同如此。

といふのが、それである。

他の地方に遺存せるものに就いては未だ調査する機會を得ないが、千葉縣東葛飾郡我孫子町下戸と、同郡布佐町布佐臺字一里塚に府縣道我孫子木下線に沿ひて遺存せる塚址

等の中、最もよく原型を留めてゐるらしいものは何れも、その基底の直徑が五間に近い事實等から考へ、當代記の記録は肯定せらるべきであらう。

然し、凡ゆる地方の塚が正確に五間四方の大きに築かれたかどうかは疑問であつて、例へば岡山縣香澄町香登本にある塚などは東西二間南北三間の楕圓形をなし四方を石で積上げてあるといふから、後代に缺損したのではなく最初から其大きに積み上げられたものであらう。

前に引用したやうに「東照宮實記」その他二、三の文獻は、一里塚が慶長九年の二月から、五月下旬迄の間に東海、中山、東山の三街道に亘つて、公領、私領の別なく築設されたと記し「新編常陸國誌」は、家康の時代に一齊に、諸國の大街道、中街道に築設したやうに記してゐるが、恐らくは、全國の一里塚がそうした短期間の中に一齊に完成されたのではなく、其後も續いて漸々に築設されたことであらう。一里塚の起原を秀忠の時代や家光の時代に歸する文獻のあるなどは、其等の時代に於いても一里塚が尙ほ築か

れつゝあつた事實を反映するものではあるまいか。佐州年表」に、

此年(慶長九年)東海、東山、北陸道に一里塚を築く。當國は其事を爲すに違あらず、今に至つて五十町一里なり。⁽²⁾とあり、また徳川時代に於ける薩摩、日向、大隅地方の租稅制度等を記述せる「租稅問答」に、

……寛永十年幕府小出對馬守、能勢小十郎、城織部を遣はして封内を巡見せしむるに付一里を三十六町に定め、里毎に塚木を立せしむることは大口士、二宮伊豫が筆記に見ゆと田租考にあり、此時は府城樓門より遠近を量る、後五十三年にして塚木朽損す。

と記せるなどを見れば、一里塚は慶長年間以後も續いて築設された様子が窺はれる。薩摩藩などは、これに依ると、幕府の巡檢使が來るので急遽、城門を起點として塚を、三十六町毎に築設したやうに受取れる。仔細に調査を進めたならば斯様な事例は他にも見出されるであらう。

「註」(1)「新編常陸國誌」

- (2) 「經濟史研究一一五」——濱村氏論考
(3) 「近世地方經濟史料」第二卷所收

隨つて一里塚の大きさや形状が嚴密に一定されてゐたものとは考へられない。地方により、時代によつて種々の大きさのものがあつたであらう。

塚の高さについて傳へる文獻は、筆者の管見の限りに於ては見出されないが、前記の千葉縣内に遺存して略々原型を保つてゐるらしき塚址の高さは、道路面から三米内外であるし、これも前に掲げた岡山縣香澄町の塚址も、高い所で一丈位であるといふ。それ等は原型に於ける一里塚の高さを考へる上に多少の參考となるであらう。

次に一里塚が道路を挟んで左右に相對すゝ如く築かれたことは前に掲げた外國使臣の紀行文などに「一里毎に道の兩側に小丘あり」とか「道の兩側に堆くされたる小邱にして」とか、または「里標は相對する二つの小邱を用ひ」とかあるに徴しても明かであつて、濱村氏なども「道路を挟んで兩側に相對して築かれたものであつた」と斷ぜられて

ゐる。また岡山縣が、同縣内に於ける一里塚址の中で最も原型を保持せるものとして天然記念物の指定をしたといふ備前備中の國境に遺存せるものなども道路の左右に相對する形に築かれてあるといふ、我々が縣内に遺存せるものを見て三箇所共に、同じ形に道路を挟んで在るからこの點に就いては疑を容れる餘地がないがたゞ、筆者の狭い見聞の範圍では、築設の當時から、それが公定された型であつたことを明かに記録してゐる文獻を見出し得ない。大方の指教を受けることを得れば幸甚である。

「註」(1) 「岡山縣通史」

(2) 「經濟史研究一一五」——濱村氏論考

(3) 「岡山縣通史」

(3) 塚上の榎樹

一里塚の上に植えられた樹木は多く榎樹である。榎が植えられるに至つた動機については、

初め一里塚を可築ことを被命し時、其塚に可植木は松樹にやあらんかと奉親しに松はいかゞよの木を栽

よと台命ありしを聞誤り、榎木を栽よと承りて塚毎に
みな榎木なん令植たり、此木繁茂し易く殊に榮久しき
木にて御代萬々の瑞兆となりぬ、故に諸國共に東海道
に准據して一里毎には塚を築きて必ず榎木を栽る事に
ぞ成りにけりといふ。⁽¹⁾

「註」(1)「農澤藝」——(近世地方經濟史料「第五卷」)

など、傳へられ、一つの偶然に歸せられてゐるが、其の
眞偽を明かにすべき資料を缺く、然しそうした偶然の聞き
誤りを榎樹植栽の動機と見るよりも、

榎は其根深く廣く、塚崩れず故に此木を植えしな
らん。⁽¹⁾

と記し、または、

榎は槐と其の木相似て槐は少にして、榎は多きもの故
得るに安く、最も松杉と異にしてひかげをなして大木
となるを以て槐にかへて塚の木となせしなるべし。⁽²⁾

(榎を里塚に植え
しは支那の事例)

「註」(1)「駿國雜誌」——(前掲濱村氏論考に據る)

(2)「著悟隨筆」——(同上)

と斷じてゐる説に従ふが寧ろ常識的であらう。「岡山縣
史」の著者なども「駿國雜誌」の説を掲げてそれを「釋當
の説」としてゐる。

次に塚上に榎木が幾本植えられたかに就いて、ケンペエ
ルなどは「頂上に樹木一株又數株を植えたり」と記してゐ
るが、現在遺存せるもの、または故老の記憶に残るものに
據れば、殆ど例外なく一株であつたやうに思はれる。數株
とケンペエルが記したのは、榎の巨枝を數株と見誤つたの
ではあるまいか。

また塚の上に松樹の植えられたことも絶無ではなかつた
と見え、ジョン・サーリスは、

その頂に松の樹を植え、手を加へて亭の形を成せり。
と云つてゐるし、岡山縣地方などに遺存せる塚址にも松
の植えられてあるものも少くないといふ。⁽¹⁾

「註」「岡山縣通史」

また「新編相模國風土記釋」等には、

一里塚、江戸口の外南側にあり(高六尺五寸 幅五間許)塚上榎樹

ありしが、中古枯れ、今は松の小樹を植ゆ。

等とあり。「廣島縣雙三郡誌」に、

……一里毎に道路の兩側に土石を積み里塚を築き上に

松樹を植えしめた。

と記せるなどに徴するも私領等に於いては必ずしも榎を植えたものでなく、松樹を植える場合もあつたことが肯かれるであらう。

(4) 塚及榎の保護

築設當時植えられた榎樹にして、現在塚址に残つてゐるものは極めて少い。それは幕末近くになつては、内外多事のため、一里塚の施設などは殆ど顧みられずに荒廢に委せられ、樹齡が盡きて枯死しても補植せられないばかりでなく、塚及樹木共に、これに對する取締が弛んだがために、耕作のために塚が切り崩されたり榎が作物から陽光を遮る等の故に伐採されたりしたがためである。

幕府の末葉頃になつて一里塚が如何に顧みられずに荒廢

に委せられたかは「江戸志」に、

むかし上行寺の門前の左右に、小山のごとくなる塚二つあり。上に十尋にあまる大木の榎二株あり。是往古

の一里塚なる由言傳ふ。⁽¹⁾

「註」(1)「御府内備考」

など、言つて、一里塚を全然過去の遺物として扱つてゐるなどによつても知られる。

然し少くとも幕府の中葉頃までは——恐らくは中葉以後も相當長い間——塚も榎も嚴重に取締られ其れを崩壞と損傷とから保護したことは元祿頃の地方農政を記した文獻に

一里塚の下枝たり共伐るべからず、尤塚週伐缺くべからざる事。⁽¹⁾

「註」(1)「若林農書」——近世地方經濟史料第五卷

など、いふ觸書等の見出されることによつても其一斑が窺はれるであらう。

幕府ばかりではなく諸藩も、略同様の態度を以つて然かも嘉永年間頃迄これを取締つてゐたことは、例へば越前福

井藩の林政を記述した文獻に、

奉行山本源左衛門より手紙にて申來、左之通。

支配下松本上油町壹里塚榎木、先達て類焼にて枝々へ火移り枯木に相成危く候に付、伐取申度段別紙之通願出候に付願書差越し御披見之上先例之通宜御扱被_レ下度候以上⁽¹⁾。

などあるによつても察知せられる。即ち一里塚の榎樹が火事のために枯死して危険の状態に在つても、次に掲げるやうな、伐探願人からの願書に、奉行の副申を添へしめ、それを調査した上、はじめて伐採を許可したものと思はれるが、恰かも今日の並木敷枯損木伐採の手續を彷彿たらしめるものがある。

相廻し願書之覺 (「証」——伐探願書)

松本上油町壹里塚今度之類火にて枝々へ火付枯木に相成候。若し風吹き候節は往來迷惑にも可_レ相成哉、木の下四軒之者共小屋掛之上枯枝覆重り危く奉_レ存候。依_レ之右枯木伐取相成候様、御慈悲を以被_レ仰付_レ被_レ下

置候様奉_レ願上候以上⁽²⁾。

この一里塚榎樹枯損木伐採許可願及奉行の副申に對して藩は左の如き嚴肅な手續を経たる上に、許可する方針を執つてゐる。即ち左に掲げるものは奉行に對する藩の指令である。

先日御達御座候通御支配下、松本上油町壹里塚榎木類焼にて枝々へ火移り枯木に相成危候間伐取申度願書旨御申越被_レ成則見分指越候處相違も無_レ之候間伐木に被_レ仰付_レ候、左様承知宜御取扱可_レ被_レ成候。且又木の下者四人指置候由に付、明後二十二日伐檢使指越候間、其之節但之者立合候様申付可_レ被_レ下候以上⁽¹⁾。

即ち、願書及奉行の副申により先づ調査員を遣はして事實を確かめた上、更に伐採に際しては、藩より伐檢使を派遣し、願人の組の者(五人組と思はれる)に立合はして伐採せしめてゐる。

一、九月九日於_レ御城、山本源左衛門へ及_レ面談、上油町一里塚伐木跡致_レ根掘、塚崩候に付築候儀相調候處、此儀

は於三町役所取扱候様申聞候。⁽⁴⁾

枯損木を伐採した跡を根掘りしたために、塚が崩壊すればその修復を町役所〔註〕名主と思はれるに命じて塚の維持を圖つてゐる。

かくて願人一同を白洲に召喚し、その榎木が火災のために枯死せるに相違なき旨の一札を提出せしめた上、はじめに伐採せる枯損木を願人に下附し、其の代償として、塚の上へ榎と槻木とを植えさせて、此事件の處理が漸く完了してゐる。

一、右木の下四人者並役人呼出於白洲左之通一札取置。

當夏大火之節壹里塚榎木貳本類燒之趣相違無之付木の下四人者へ被下置候 且又爲冥加榎壹本槻木生立宜敷品植付方申渡す。

但右槻木は御奉行指圖に付取扱。⁽⁵⁾

「註」(1)(2)(3)(4)及(5)「山奉行役勤向覽」

以つて一里塚維持保存上の取締の嚴密さを見るべきであ

らう。但し當時に於ける林政の一般がこの通り嚴肅を極めてゐたものであつて獨り一里塚の榎に關してのみそうであつたのではない、ことは考慮の中に入れて置くべきであらう。

(5) 一里塚間の距離

一里塚間の距離が嚴密に現在の一里に當るか否かは、私に疑問とする所でもあり、地方へ調査などに行くときよく質問されることである。一里塚は云ふまでもなく江戸日本橋を起點として一里毎に築設された塚であるから其間の距離が大體一里であることはいふまでもなく、塚址の所在箇所實際に就いて見るも勿論、地方の人々が一里として、昔から言ひ傳へて來てゐる所に在る。

然し、それが當時の所謂都尺(六尺三寸を一間とす)によつて測量されたか、または、田舎尺(六尺を一間とす)によつて測量されたかを、測定すべき資料を現在の筆者に見出し得ない。また假りに今日、正確に測量して見ても場所によつては路線の變つてゐる所などもあらうから、現

在の測量の結果のみによつて、當時の測量の結果の不正確さを断定して了ふのも輕卒であらう。

寶永年間の測量によれば江戸から京都までの距離が百二十六里六町一間、江戸、大阪間の距離が百三十七里四町一間等とある點から考へると可なり精密る測量が行はれたらしく思はれるが、然し當時の里程中には途中に於ける穢多住居の地域を含まない關係上、場所によつては、一里塚間の距離が事實上一里以上ある所も尠くないであらう。例へば千葉縣東葛飾郡湖北村中峠の塚と、同郡布佐町布佐臺の塚との間は其距離が一里三町あると、地方の人々によつて言傳へられてゐるが、その間に當時穢多の部落が介在したためであるといふ。

「註」(1) 及 (2) 種畑雪湖「江戸時代の交通文化」

(6) 一里塚築設の目的

一里塚が何んの目的で築設されたかに就いては種々の想像やら憶説やらがある。

路傍の風致を加へ、旅行者に休憩の樹蔭を與へることも

目的の一つであつたと言ひ傳へられてゐる。松の並木が続いた後に、一里毎に色彩の異つた榎樹が道路を挟んで枝を翳してゐる風景が旅人の心を惹きつけたであらうことは、前に引用した俳句や、雲助唄や、外國人の旅行記等によつても一斑を窺はれるであらうし、また股引、脚絆に、振分け荷物といった姿の旅人等に、殊に盛夏の頃など、蔭翳とした塚上の榎樹が涼しい休憩の場所を與へたであらうことも容易に想像される。古代支那の塚に槐樹を植えて旅人に樹蔭を與へた例もあるし、並木の目的もそこに在るのであるから、風致や旅行者の休憩場所を提供する等のことも一里塚築設の目的の一つであつたらう。けれ共それは主要な目的ではなく、寧ろ從的に考慮が拂はれたに過ぎないであらう。少くとも筆者の蒐集し得た文献の中には、それ等の事項を一里塚築設の目的として明かに記述してゐるものは見當らない。

徳川氏の政權が略確立して江戸が政治の中心となると、諸大名の政治的、または社交的目的による江戸往來が頻繁

になつたばかりでなく、幕府より地方への用務も激増して来たことはいふまでもない。それと同時に、消費都市である江戸へ、京・大阪を中心とする先進地方からの物資の移入が増加し、それに伴ふ商人の往還等も多くなつて著しく交通量を加へると共に、運輸運搬を生業とする者なども現れて来た。斯如き交通の發達が自然に交通取締に關する施設を必要とする事情を生じたのが、一里塚築設の主要な動機であつたことは、

…東海道の驛路一里毎に一里塚を令し築路の標的とし輿脚馬夫等の行客に對し行程を欺かざらん爲にせり……⁽¹⁾

等とある文献によつても推測せられる。

「註」⁽¹⁾「農讀叢」

當時、輿脚や馬夫などが、旅人の地理に通じないのにつけ込み里程を欺き不當の賃錢を要求する等のが頻繁に行はれ、交通の安全と圓滿とを阻んだことがあつたものと見え、里程を明示してこれ等の不正を防止するのが、一里

塚築設の目的であつたものと考へられるまた「見聞集」に、昔より道中なんり／＼とさだまり有之候といへ共偽多く候へる……。

とあるなども、正確に里程を測量して、それを明示することが必要な状態に在つたことを思はせる。またジョン・サーリスが前掲の旅行記中に一里塚の目的を説明して、

この標は人夫及馬を貸す者が一里凡三ペニー以上の賃錢を取らせざらんが爲めに設けられたるものなり。

と云つてゐるなども、一里塚築設の主要な目的を知る上の有力な資料であらう恐らくはサーリスは單なる憶説からではなく、ケンペルなどもそうしたやうに外國使臣の護衛に當つて長い道中の間、比較的接近する機會の多くあつた長崎奉行配下の武士からでも聞き確めた結果を記したものであらう。

その他ケンペルが、

道路に里程標（註「一里塚」）あり、旅人が我が進行を知り得るためなり。

と云ひ、ドン・ロドリゴが一里塚に就いて記してゐる
(前文参照) 所などは何れも一里塚築設の目的が既述せる通り、
里程を公示して、當時の交通上の安全を阻碍した不正を防止するに在つたことを肯定する上の資料であることを失はない。

(7) 千葉縣の一里塚址保存施設

八月頃内務省土木局の岩澤技師から「往時の建設に係る一里塚並、並木に關する調査」を依頼されたのが主要な動機となつて、千葉縣土木課が調査を進めた結果、府縣道我孫子木下線に添へ東葛飾郡我孫子町下戸、同郡湖北村中峠及布佐町布佐臺の三ヶ所に都合六個塚址の遺存せるを確め得た。その中多くは甚しく原型を欠失してゐるが布佐町布佐臺及び我孫子町下戸の、道路北側に在るものは、前掲の文獻等と照合して見て、比較的よく原型を保つてゐることが判る。

千葉縣に在つては本線以外に徳川時代に於いて一里塚の築設せられた形蹟は認められないが、それは地理的關係で

當時の重要幹線が通過してゐなかつたがためであらう。現在我孫子木下線が徳川時代に於ける重要な街道であつたことについては二つの理由が考へられる。其一つは宗教が現在よりも社會的に遙かに重要な意義を有ち、隨つて宗教上の目的を有つ旅行者が非常に多かつた時代に於いて、著明な信仰の中心地の一つである成田への江戸方面からの往還は本線に依つたがために其交通量が極めて多かつたことであり、⁽¹⁾他の一つは未だ推測または憶測の範圍を出ないが徳川前期時代に於ける水戸街道が我孫子から取手に向はず湖北村、布佐町を経て、布川に渡り牛久に出で水戸に向つたものとする考である。

「註」本線に於ける往古の成田參りの盛況は今尙街道筋故老の記憶に残り、昔を懐しむ語り草となつてゐる。

池本氏の「日本道路史」等にも、

水戸街道は陸羽街道から千住で分岐し、松戸、取手の諸宿、牛久、土浦、府中(石岡)宍戸、笠間の諸城市を過ぎ水戸に至るもので行程二十九里、宿次十九次あり

ます。

と述べてあり、徳川時代の水戸街道が我孫子から、取手に進んだことは定説となつてゐるが、然しこの経路は徳川後期時代になつてからのことではあるまいか、と推測すべき理由も見出される。それは、其地方に、以前、水戸街道は我孫子から湖北、布佐を経て布川へ向つて進んだことを信ずる人々が少くないばかりでなく、遺存せる一里塚址の所在箇所からも考へられることである。我孫子所在の塚址からの連続と見られる一里塚址が取手から先方に遺存せるか否かは筆者にとつて未知に屬するが、一方我孫子、湖北、布佐地内に府縣道我孫子木下線に添つて遺存する塚址の連続と考へなければならぬ塚址が茨城縣布川地内、布佐町布佐臺の塚址から約一里の地點にあり（一方は切崩されて片あると）、更に其れから先、牛久方面に向つて走る道路に添（例にだけ塚が残つてゐる）、更に一里塚址と稱せられる箇所が連続してゐるといふ。この點から考へれば一里塚築設當時、江戸から水戸への主要幹線は前述せる如く、我孫子から取手を經過せず、布佐

布川を經過したものと推測が下される譯でもある。若しその推測に無理がないとすれば我孫子木下線に添ふ一里塚址は當時水戸街道の重要性に基いて築設せられたものゝ遺址であると考ふべきである、成田參詣道路としての重要性に基いてそれ等の一里塚が築かれたものとすれば布佐町から進んで印旛郡（千葉縣）木下町、大森町等を経て成田町に通ずる道路の沿線にも、布佐町に在るものゝ連続として、一里塚址が遺存しなければならない筈であるが、全然其の形蹟が認められない。

「註」 江戸から我孫子に至る間に於いても千葉縣内では松戸、柏、馬橋等の諸町村（東葛飾郡）地内に一里塚が存在したといふことが傳へられてゐるし其箇所遺存せる所もある。

それは兎も角として千葉縣では、斯如く、往古に在つて重要な存在の理由を有つた交通施設の遺址が崩壊し、切り崩されて、失はれゆく（既に前記三ヶ町村地内以外には全く塚の形狀を止めず右三ヶ町村地内のものをひどくゆがめられてゐる）ことを遺憾とし、これを保存す

るために石標を建設し、その損壊を防止すると共に、行路往還の人々に往時交通の面影を追懐せしめることゝなつた。石標は長さ五尺幅二尺餘の仙臺石で表面には岡田知事の揮毫に成れる。

昭和九年建之

一里塚跡

千葉縣

の文字を刻み、裏面には西土木課長の選文せる左記の説明文を刻し目下工事施工中に屬する。(十月十四日記)

一里塚跡

一里塚は慶長九年徳川家康ノ築設ニ係ルモノニシテ、江戸日本橋ヲ起點トシ、全國ノ主要ナル道路ノ兩側ニ一里毎ニ塚ヲ築キテ榎樹ヲ植エ、以テ里程ヲ明カナラシムルト共ニ行路往還ノ旅情ヲ慰メタルモノナリ

昭和九年

千葉縣

それは機械文明の騒音に乾き切つた現代の人々の心に、潤える往古追懐の情を感じしめると共に、恐らくは、百年の後代、交通史を研究する人々によき資料を提供し得るであらう。

寒梅

小島 效

落木蕭條竹外枝
霜禽戢翼歲寒姿
寒梢疎々凌霜雪
素艷清香碧蘚滋